

○大阪商業大学における公的研究費の運営・管理に関する規程

平成27年4月1日

最近改正 令和4年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」(実施基準)(平成19年2月15日文科科学大臣決定 令和3年2月1日改正)(以下、「ガイドライン」という。)を踏まえ、大阪商業大学(以下「本学」という。)における公的研究費の適正な運営・管理を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等、本学において機関管理する公募型の研究資金をいう。

2 この規程において「研究者」とは、本学において公的研究費の配分を受けた研究代表者及び研究分担者をいう。

3 この規程において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は公的研究費の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。

(責任体制)

第3条 公的研究費の適正な運営・管理のために、不正使用を発生させる要因の把握及び不正防止計画の策定・実施を図るため、大阪商業大学研究活動管理・監査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 公的研究費の適正な運営・管理を行うための責任体制については、大阪商業大学研究活動管理・監査委員会規程(以下「委員会規程」という。)第5条に定める。

(委員会の任務)

第4条 委員会は公的研究費の不正使用を誘発させる要因の把握に努め、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなければならない。

2 委員会はこの規程及び運用ルール等を最新の法令、指針、ガイドラインに沿って適宜見直し、適正な運営・管理体制の推進に努めなければならない。

(職務権限の明確化)

第5条 研究者は、法令、ガイドライン及び学内規程等を遵守し、適正に公的研究費を使用しなければならない。

2 本学における公的研究費の執行管理及び配分機関への手続き等の主管部署は、庶務課とし、管理責任者及び事務担当者を置くものとする。

3 庶務課は、不正防止計画と研究活動の実態を踏まえ、業務が最も効率的かつ公正に遂行できる手続等、実効性ある運用を整備し、教職員に周知を図り、公的研究費の適切な運営・管理を行うこととする。

4 事務担当者は、学内規程及び運用ルールに基づき、管理責任者の指示に従い、適正な事務処理を行わなければならない。

(相談窓口)

第6条 本学内外からの公的研究費の事務処理手続き及び使用に関する相談を受け付ける窓口は、庶務課とする。

(告発窓口)

第7条 本学内外からの公的研究費の不正使用に関する相談及び告発を受け付ける窓口を設置する。

2 学内窓口については学長企画室、学園窓口については学校法人谷岡学園監査室（以下「監査室」という。）とする。

3 監査室において告発を受け付けた場合は、受け付けた内容及び資料等を速やかに学長企画室へ報告することとする。

(不正使用に関する調査等の手続き)

第8条 不正使用に関する調査等の手続きについては、大阪商業大学研究活動の不正行為に係る調査等に関する規程に定める。

(不正防止計画の策定)

第9条 委員会は、不正使用を発生させる要因について、本学全体の状況を把握し、不正防止計画を策定する。

2 委員会は、最新の法令、指針及びガイドラインに沿って、定期的に不正防止計画の見直しを行う。

(不正防止計画推進部署)

第10条 不正防止計画推進部署は、庶務課とし、関連部署と連携協力を図り、不正防止計画を推進することとする。

(コンプライアンス教育)

第11条 委員会規程に定めるコンプライアンス推進責任者は、公的研究費の執行にあたり、不正防止対策の理解や意識を高めるため、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理することとする。

2 研究者及びこれを支援する事務職員は、定期的なコンプライアンス教育の受講の義務を負うとともに、誓約書をコンプライアンス推進責任者に提出しなければならない。

3 正当な理由が無くコンプライアンス教育を受講しない又は誓約書の提出がない者は、公的研究費の執行及び運営・管理に関わるができない。

(取引業者に対して)

第12条 委員会は、不正な取引に関与したものと認められた業者に対し、取引停止を行うことができる。

2 委員会は、取引業者に対して一定の取引実績（回数、金額等）や本学におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書の提出を求める。

3 取引業者が過去の不正取引について、本学に自己申告した場合には、情状を考慮し、取引停止期間の減免を行う。

（モニタリングの実施）

第13条 コンプライアンス推進責任者は、不正発生時の早期発見及び不正等の抑止のため、リスクアプローチ監査の観点から、必要に応じて随時モニタリングを実施し、改善を指導する。

（内部監査）

第14条 本学における公的研究費の運営・管理に関する監査（以下「内部監査」という。）は、委員会が実施・運営する。

2 内部監査は、発注・検収・支払いの現場における現状を確認すると共に、帳票類の監査、機器備品の現物実査、出張の事実確認、謝金使途確認及び研究の遂行状況について、効率的・効果的かつ多面的な観点から監査を行うものとする。

3 委員会は、監査人から報告を受けた内部監査の結果を適正に評価し、以降の不正防止計画に反映させる。

4 委員会は、監査室と連携を図るものとする。

5 内部監査の事務は、学長企画室の所管とする。

（情報の発信・共有化）

第15条 研究活動不正防止に関する法令、国及び公的研究費の配分機関等の定める指針、ガイドライン等が改正された場合は、庶務課は速やかに情報の発信及び共有化を図るとともに、本学の実態にあった取組を随時発信する。

（所管）

第16条 この規程に関する事務は、庶務課が行う。

（改廃）

第17条 この規程の改廃は、大阪商業大学学則第10条に規定する手続きを経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。